

「介護職員処遇改善加算並びに介護職員等特定処遇改善加算
算定要件に係る法人における制度の見える化」

【処遇改善への取り組み】

賛成福祉会では、介護が必要な人が能力に応じ自立した日常生活を営むことができるための法律（介護保険法）に基づく介護保健施設サービス等及び介護福祉施設サービス等における処遇改善加算（Ⅰ）並びに介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）を取得し、職員の賃金、福利厚生、資質の向上に努めています。

【具体的な取り組み】

①賃金改善

◆介護職員処遇改善加算

○毎月の給与に対し、加算額を対象職員で頭割りした額を毎月支給しています。

◆介護職員等特定処遇改善加算

○経験、技能のある介護職員（介護福祉士を取得し10年以上や本法人に採用され10年以上）、それ以外の介護職員、または、その他の職種に該当する職員と3つに分け、規定された分配率にて法人が定める基準に従って支給しています。

②キャリアパス

○職員の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件を定めています。

○職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系について定めています。

○就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、すべての職員に周知しています。

○資格取得のための支援を実施しています。

○経験に応じて昇給する仕組みを定めています。

③職場環境

○資質の向上

・働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する痰吸引研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援)

○労働環境・処遇の改善

・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化

・健康診断・ストレスチェックの実施、職員休憩室等の整備

・秋田県子ども国づくり推進協定締結による以下の取り組み

求職者やトライアル雇用の積極的受け入れ

出会い、結婚支援に関する啓蒙活動の実施

学校行事等へ参加しやすい職場環境の整備

育児、介護休業制度の充実や休業後の職場復帰への支援

○ハラスメントに関する苦情処理と相談窓口の設置

（規則については整備中）

○その他

・非正規職員から正規職員への転換

・職員の増員による業務負担の軽減